

証券コード 3041

2023年9月12日

(電子提供措置の開始日 2023年9月4日)

株 主 各 位

熊本県熊本市南区流通団地1丁目46番地

株式会社 ビューティ花壇

代表取締役社長 舛田正一

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトにて「第27期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <http://www.beauty-kadan.co.jp/ir/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の以下のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書またはインターネットにより、2023年9月26日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月27日（水曜日）午前10時30分
2. 場 所 熊本県熊本市中央区桜町3番40号
熊本城ホール 3階 会議室B1・2
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。また、昨年の総会開始時間と異なっておりますのでご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第27期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第27期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 当社と株式会社ビューティ花壇東日本分割準備会社との吸収分割契約承認の件 |
| 第3号議案 | 当社と株式会社One Flowerとの吸収分割契約承認の件 |
| 第4号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第5号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 |

4. 招集にあたっての決議事項

- (1) 議決権行使書面の賛否の欄に記載がない場合は、会社提案に賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 書面投票を重複して行われた場合で議決権行使の内容が異なる場合は、最後のものを有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

以 上

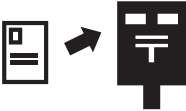


-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - 株主総会ご出席の方へのお土産は取りやめさせていただきます。
 - 新型コロナ等の今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
<http://www.beauty-kadan.co.jp>

議決権行使についてのご案内

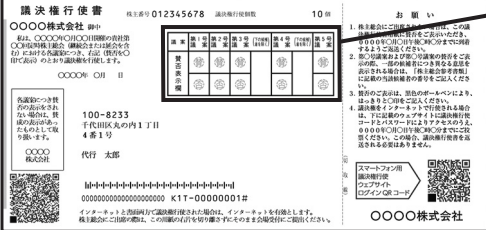


株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してください
ますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年9月26日（火曜日） 午後5時到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年9月26日（火曜日） 午後5時入力完了分まで</p>	 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2023年9月27日（水曜日） 午前10時30分</p>
---	--	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書

株主番号 012345678 議決権行使期間 10日

お ね い

1. 株主総会ご出席の場合、ご出席の議案ご投票の意思を「賛」または「否」とご記入ください。

2. 郵で投票する場合は、議決権行使書をご提出のうえ、同封の議決権行使書用紙にご投票の意思を「賛」または「否」とご記入ください。

3. 郵での投票は、署名の捺印により、はるかに丁寧にご記入ください。

4. 議決権行使書用紙にご記入される場合は、〒100-0001東京都千代田区千代田1-1-1の〒に宛ててご提出ください。

5. 議決権行使書用紙にご記入される場合は、議決権行使書用紙の裏面に記載のQRコードをスマートフォンアプリで読み取り、インターネット上でご投票ください。

6. 議決権行使書用紙にご記入される場合は、議決権行使書用紙の裏面に記載のQRコードをスマートフォンアプリで読み取り、インターネット上でご投票ください。

7. 議決権行使書用紙にご記入される場合は、議決権行使書用紙の裏面に記載のQRコードをスマートフォンアプリで読み取り、インターネット上でご投票ください。

8. 議決権行使書用紙にご記入される場合は、議決権行使書用紙の裏面に記載のQRコードをスマートフォンアプリで読み取り、インターネット上でご投票ください。

9. 議決権行使書用紙にご記入される場合は、議決権行使書用紙の裏面に記載のQRコードをスマートフォンアプリで読み取り、インターネット上でご投票ください。

10. 議決権行使書用紙にご記入される場合は、議決権行使書用紙の裏面に記載のQRコードをスマートフォンアプリで読み取り、インターネット上でご投票ください。

OOOO株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案	
● 賛成の場合	➤ 「賛」の欄に○印
● 反対する場合	➤ 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

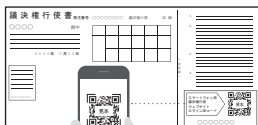
- 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱っていただきます。
- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱っていただきます。
また、インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱っていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

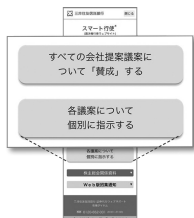
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

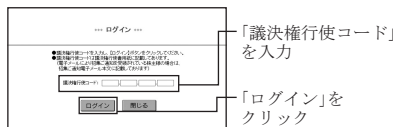
議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

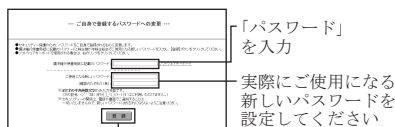
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031(フリーダイヤル)

(受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第27期の期末配当につきましては、当連結会計年度の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金9円00銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は36,445,032円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年9月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 当社と株式会社ビューティ花壇東日本分割準備会社との吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社は、「花をより身近なものとし、美しく豊かな世界を創造する」ことを企業理念とし、1974年の創業以来、冠婚葬祭業界における生花関連（生花祭壇・生花卸売・ブライダル装花）を中心に事業を展開してまいりました。その間、社会情勢の変化にともないお客様のニーズが多様化する中で、あらゆる状況下においても常にこれらにお応えするべく様々なサービスを提供してまいりました。

このような状況のもと、当社グループは2021年7月に中期経営計画（2022年6月期～2024年6月期）を策定し、鋭意各施策を実行しておりますが、更なる業容拡大と企業価値向上を実現させるためには、グループ各社の連携、経営責任の明確化、次世代経営人材の育成等が必要であると捉えており、これらを実現するためには持株会社体制へ移行することが最善策であるとの考えから、持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

以上を踏まえ、当社と当社完全子会社である株式会社ビューティ花壇東日本分割準備会社（以下、本議案において「承継会社」といいます。）は、2024年1月1日を効力発生日として、当社の東日本における生花祭壇事業を承継会社に承継させるための会社分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことに合意し、かかる会社分割のための吸収分割契約を2023年8月14日に締結いたしました。

本議案は、本件分割にかかる吸収分割契約の内容について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に基づく本件分割は、第3号議案「当社と株式会社One Flowerとの吸収分割契約承認の件」、及び第4号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として効力を生じるものとします。また、効力発生日である2024年1月1日をもって、当社は「株式会社ビューティカダンホールディングス」に、承継会社は「株式会社ビューティ花壇東日本」に、それぞれ商号を変更する予定であります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書（写）

吸収分割契約書

株式会社ビューティ花壇（以下「甲」という。）と株式会社ビューティ花壇東日本分割準備会社（以下「乙」という。）とは、甲の事業を乙が承継する吸収分割（以下「本

件分割」という。)に関し、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(目的)

甲は、甲の事業のうち東日本における生花祭壇事業(以下「本件事業」という。)を、本契約第6条に規定する効力発生日(以下「効力発生日」という。)をもって分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条(分割対価の交付)

乙は、本件分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

第3条(乙の資本金及び準備金)

乙は、本件分割により、資本金及び準備金の額を増加しない。

第4条(分割により承継する権利義務)

- 1 甲は、2023年6月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とする別紙「承継権利義務明細表」に、効力発生日前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務を、効力発生日において乙に引き継ぐ。
- 2 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

第5条(分割承認総会)

甲及び乙は、2023年9月27日に、それぞれ株主総会(以下「分割承認総会」という。)を招集し、本契約書の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第6条(効力発生日)

効力発生日は、2024年1月1日とする。ただし、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第7条(競業避止義務)

甲は、効力発生日以降においても、本件事業に関し、競業避止義務を負わないものとする。

第8条(分割条件の変更及び分割契約の解除)

本契約締結の日から効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、甲乙協議のうえ、

分割条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、第5条に定める甲及び乙の分割承認総会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条（本契約書に定めのない事項）

本契約書に定める事項のほか、本件分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙署名又は記名・押印のうえ、各1通を保有する。

2023年8月14日

甲 熊本県熊本市南区流通団地1丁目46番地
株式会社ビューティ花壇
代表取締役社長 舛田 正一 ⑩

乙 東京都葛飾区白鳥4丁目8番14号
株式会社ビューティ花壇東日本
分割準備会社
代表取締役社長 渡邊 一功 ⑩

別紙

「承継権利義務明細表」

本件分割により甲から乙に承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、効力発生日において本件事業に属する以下の権利義務とする。但し、甲乙間で別段の合意がなされたものを除く。なお、承継する権利義務等のうち資産及び負債については、2023年12月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として確定する。

1 資産

(1) 流動資産

- ① 本件事業に属する現金及び預金（本件事業の運転資金として必要な金額に限る。）
- ② 本件事業に属する商品、原材料及び貯蔵品

③本件事業に属するその他一切の流動資産（ただし、第3項(2)但書の定めにより甲から乙に承継されない契約に基づく契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関するもの及び経営管理本部が管理するもの（第3項(1)の雇用契約を除く。）を除く。）

(2) 固定資産

本件事業に属する建物、構築物、車両運搬具、工具器具備品、不動産、ソフトウェア、出資金そのほか一切の固定資産。ただし、本別紙第3項(2)の定めにより甲から乙に承継されない契約に基づく契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関するもの、経営管理本部が管理するもの並びに知的財産権は除く。

2 債務

(1) 流動負債

なし。但し、効力発生日以後に生じた買掛金等は乙に帰属する。

(2) 固定負債

本件事業に属する退職給付引当金。

3 承継する契約

(1) 雇用契約

本件事業に主として従事する従業員との間の雇用契約に基づく契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した一切の権利義務。

(2) その他の契約

本件事業に関する売買契約、業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する雇用契約以外の一切の契約に基づく契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（効力発生日において既に発生している債権債務を除く。）。ただし、経営管理本部が管理する契約に関するもの

（資金調達に関する契約、関連会社に対する貸付に関する契約、従業員に対する長期貸付金に関する契約、関連会社の信用補完に関して締結された契約、金融派生商品に関する契約、及び、株式取得、株式譲渡、合併、会社分割、事業譲受、事業譲渡、出資、会社設立、合弁、清算その他資本提携に関する契約を含むが、これらに限られない。）は除く。

4 その他の権利義務等

(1) 知的財産権

甲乙間で特段の合意がない限り、意匠権、商標権、著作権その他知的財産権は承継しないものとし、乙が本件事業において使用するものについては、別途甲乙協議のうえ、甲が乙に対して使用許諾する。

(2) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 会社法第758条第4号に掲げる事項の相当性に関する事項

①対価の相当性に関する事項

承継会社は当社の完全子会社であり、当社は同社の全株式を保有しているため、本件分割に伴い承継会社は当社に対し対価の交付はいたしません。

②資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本件分割により承継会社の資本金及び準備金は変動いたしません。

(2) 承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,000	流動負債	-
		固定負債	-
		負債合計	-
		株主資本	10,000
		資本金	10,000
		純資産合計	10,000
資産合計	10,000	負債及び純資産合計	10,000

(3) 承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

第3号議案 当社と株式会社One Flowerとの吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社は、第2号議案「当社と株式会社ビューティ花壇東日本分割準備会社との吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

以上を踏まえ、当社と完全子会社である株式会社One Flower（以下、本議案において「承継会社」といいます。）は、2024年1月1日を効力発生日として、当社の西日本における生花祭壇事業を承継会社に承継させるための会社分割（以下、本議案において「本件分割」といいます。）を行うことに合意し、かかる会社分割のための吸収分割契約を2023年8月14日に締結いたしました。

本議案は、本件分割にかかる吸収分割契約の内容について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に基づく本件分割は、第2号議案「当社と株式会社ビューティ花壇東日本分割準備会社との吸収分割契約承認の件」、及び第4号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として効力を生じるものとします。また、効力発生日である2024年1月1日をもって、当社は「株式会社ビューティカダンホールディングス」に、株式会社One Flowerは「株式会社ビューティ花壇西日本」に、それぞれ商号を変更する予定であります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書（写）

吸収分割契約書

株式会社ビューティ花壇（以下「甲」という。）と株式会社One Flower（以下「乙」という。）とは、甲の事業を乙が承継する吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は、甲の事業のうち西日本における生花祭壇事業（以下「本件事業」という。）を、本契約第6条に規定する効力発生日（以下「効力発生日」という。）をもって分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（分割対価の交付）

乙は、本件分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

第3条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本件分割により、資本金及び準備金の額を増加しない。

第4条（分割により承継する権利義務）

- 1 甲は、2023年6月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とする別紙「承継権利義務明細表」に、効力発生日前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務を、効力発生日において乙に引き継ぐ。
- 2 甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法による。

第5条（分割承認総会）

甲及び乙は、2023年9月27日に、それぞれ株主総会（以下「分割承認総会」という。）を招集し、本契約書の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第6条（効力発生日）

効力発生日は、2024年1月1日とする。ただし、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第7条（競業避止義務）

甲は、効力発生日以降においても、本件事業に関し、競業避止義務を負わないものとする。

第8条（分割条件の変更及び分割契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、甲乙協議のうえ、分割条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、第5条に定める甲及び乙の分割承認総会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条（本契約書に定めのない事項）

本契約書に定める事項のほか、本件分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙署名又は記名・押印のうえ、各1通を保有する。

2023年8月14日

甲 熊本県熊本市南区流通団地1丁目46番地
株式会社ビューティ花壇
代表取締役社長 舛田 正一 ㊞

乙 熊本県熊本市南区流通団地1丁目46番地
株式会社One Flower
代表取締役社長 片山 大心 ㊞

別紙

「承継権利義務明細表」

本件分割により甲から乙に承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、効力発生日において本件事業に属する以下の権利義務とする。但し、甲乙間で別段の合意がなされたものを除く。なお、承継する権利義務等のうち資産及び負債については、2023年12月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として確定する。

1 資産

(1) 流動資産

- ①本件事業に属する現金及び預金（本件事業の運転資金として必要な金額に限る。）
- ②本件事業に属する商品、原材料及び貯蔵品
- ③本件事業に属するその他一切の流動資産（ただし、第3項(2)但書の定めにより甲から乙に承継されない契約に基づく契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関するもの及び経営管理本部が管理するもの（第3項(1)の雇用契約を除く。）を除く。）

(2) 固定資産

本件事業に属する建物、構築物、車両運搬具、工具器具備品、不動産、ソフトウェア、出資金のほか一切の固定資産。ただし、本別紙第3項(2)の定めにより甲から乙に承継されない契約に基づく契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関するもの、経営管理本部が管理するもの並びに知的財産権は除く。

2 債務

(1) 流動負債

なし。但し、効力発生日以後に生じた買掛金等は乙に帰属する。

(2) 固定負債

本件事業に属する退職給付引当金。

3 承継する契約

(1) 雇用契約

本件事業に主として従事する従業員との間の雇用契約に基づく契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した一切の権利義務。

(2) その他の契約

本件事業に関する売買契約、業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する雇用契約以外の一切の契約に基づく契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（効力発生日において既に発生している債権債務を除く。）。ただし、経営管理本部が管理する契約に関するもの

（資金調達に関する契約、関連会社に対する貸付に関する契約、従業員に対する長期貸付金に関する契約、関連会社の信用補完に関して締結された契約、金融派生商品に関する契約、及び、株式取得、株式譲渡、合併、会社分割、事業譲受、事業譲渡、出資、会社設立、合弁、清算その他資本提携に関する契約を含むが、これらに限られない。）は除く。

4 その他の権利義務等

(1) 知的財産権

甲乙間で特段の合意がない限り、意匠権、商標権、著作権その他知的財産権は承継しないものとし、乙が本件事業において使用するものについては、別途甲乙協議のうえ、甲が乙に対して使用許諾する。

(2) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以 上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 会社法第758条第4号に掲げる事項の相当性に関する事項

① 対価の相当性に関する事項

承継会社は当社の完全子会社であり、当社は同社の全株式を保有しているため、本件分割に伴い承継会社は当社に対し対価の交付はいたしません。

② 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本件分割により承継会社の資本金及び準備金は変動いたしません。

(2) 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 承継会社の計算書類等の通りであります。

(3) 承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

別紙

「承継会社の計算書類等」

株式会社One Flower

事業報告（2022年6月1日から2023年5月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度よりコロナ感染症拡大の影響からの回復が見られ、生花祭壇事業・ブライダル事業共に売上を伸ばしております。

一方、生花の調達価格は石油価格の高騰に伴う生産・流通コスト増の影響で、当事業年度の原価率は前事業年度の29.7%から1.5%増加し31.2%となりました。

この様な状況の中、関西・九州エリアにおける既存顧客の受注増、同エリアでの新規取引拡大、リテール部門の売上拡大に取り組んでまいりました。この結果、売上高は前事業年度の640,526千円から113,003千円の大幅な増加をみせ、753,529千円となりました。当期純利益は、前事業年度の39,368千円から10,779千円増の50,147千円となりました

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません

(3) 設備投資等の状況

該当事項はありません

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分		第14期 (2020年5月期)	第15期 (2021年5月期)	第16期 (2022年5月期)	第17期 当事業年度 (2023年5月期)
売上高	(千円)	640,664	537,534	640,526	753,529
経常利益	(千円)	△42,589	10,937	40,374	50,936
当期純利益	(千円)	△47,195	8,283	39,368	50,147
総資産	(千円)	319,275	357,301	363,669	367,294
純資産	(千円)	△15,318	△7,034	32,333	82,481

(5) 重要な親会社の状況 (2023年5月31日現在)

会社名	事業内容	資本金	出資比率
株式会社ビューティ花壇	生花祭壇事業	213,240千円	100.0%

(6) 対処すべき課題

ブライダル市場においては少子化、未婚化の波が押し寄せ、「ナシ婚」ともいわれる婚姻届けのみの結婚の増加、及び小規模婚やリゾート婚などの多様化により、ブライダル業界の市場規模は縮小傾向が続くものと判断しております。

この様な環境下において、既存顧客、既存エリアへの深掘り営業による受注獲得のため営業強化に取り組んでまいります。また、当事業年度に10,000千円の受注実績がある披露宴会場の改装提案に取り組みます。

フューネラル市場においては、当社は熊本で展開しておりますが、互助会、JAの会館新設の加速に伴い当社の主要顧客である専門業者も疲弊してくると思われま

す。そのような環境下において、売上を維持向上させるためには、商品開発による単価UPを含む収益構造の改革が重要課題であると考えております。

その課題クリアのための基礎となる、機動的な組織の構築と主体性を持った人材の育成と採用強化が全社的な課題であると考えております。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主な事業内容	構成比 (%)
フューネラル事業	生花祭壇の企画提案・制作・設営	51.4
ブライダル事業	提携結婚式場への生花装飾の制作・設営	31.6
生花小売事業	一般の個人・法人への生花等の販売	15.2
造園事業	造園緑化等の設計・施行・管理の請負	1.8

(8) 主要な営業所 (2023年5月31日現在)

本社/熊本ワークスタジオ	熊本県熊本市南区流通団地1-46
宝塚ワークスタジオ	兵庫県宝塚市鹿塩1-10-12
福岡ワークスタジオ	福岡県福岡市東区松田2-9-1
クラウンガーデネックスサクラマチ店	熊本県熊本市中央区桜町3-10

(9) 従業員の状況 (2023年5月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減
48 (28) 名	+4 (+1)

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員 (8時間換算) を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年5月31日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	100,000千円
株式会社熊本銀行	70,000千円
株式会社商工組合中央金庫	8,849千円

2. 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	田口 絹子	株式会社ビューティ花壇取締役
代表取締役社長	片山 大心	株式会社花時監査役
取締役	西村 保彦	
監査役	染矢 浩	

3. 会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

貸借対照表
(2023年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	334,337	流動負債	179,057
固定資産	32,956	固定負債	105,755
有形固定資産	15,288	負債合計	284,813
無形固定資産	245	株主資本	82,481
投資その他の資産	17,422	資本金	62,500
		資本剰余金	42,500
		資本準備金	42,500
		利益剰余金	△22,518
		その他利益剰余金	△22,518
		(うち当期純利益)	(50,147)
		純資産合計	82,481
資産合計	367,294	負債及び純資産合計	367,294

損益計算書

(自 2022年6月1日 致 2023年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		753,529
売上原価		246,844
売上総利益		506,684
販売費及び一般管理費		454,341
営業利益		52,342
営業外収益		
受取利息	1	
雑収入	1,641	1,643
営業外費用		
支払利息	1,021	
社債利息	9	
借入手数料	5	
雑損失	2,013	3,049
経常利益		50,936
特別利益		
有価証券売却益	20	20
税引前当期純利益		50,956
法人税、住民税及び事業税		808
当期純利益		50,147

株主資本等変動計算書
(自 2022年6月1日 致 2023年5月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	62,500	42,500	42,500	△72,666	△72,666	32,333	32,333
当期変動額							
当期純利益				50,147	50,147	50,147	50,147
当期変動額合計	-	-	-	50,147	50,147	50,147	50,147
当期末残高	62,500	42,500	42,500	△22,518	△22,518	82,481	82,481

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 原材料、貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社の生花祭壇事業においては、顧客に商品を引き渡すことで履行義務が充足されることから、引渡時点での収益認識を行っております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式

1,050株

監査報告書

2022年6月1日から2023年5月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査役は、取締役、使用人、及び親会社の監査役等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2023年8月14日

株式会社One Flower
監査役 染矢 浩 ㊞

以上

第4号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、第2号議案「当社と株式会社ビューティ花壇東日本分割準備会社との吸収分割契約承認の件」及び第3号議案「当社と株式会社One Flowerとの吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、持株会社体制へ移行する予定です。これに伴い当社の商号を変更するとともに、事業目的を持株会社としての経営管理等に変更するものです。また、本議案に基づく定款変更の効力は、本定時株主総会において第2号議案「当社と株式会社ビューティ花壇東日本分割準備会社との吸収分割契約承認の件」、及び第3号議案「当社と株式会社One Flowerとの吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決され、当該各吸収分割の効力が発生することを条件として、その効力が生じる旨の附則を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(商号) 第1条 当社は、株式会社ビューティ花壇と称する。英文表示は Beauty Kadan Co., Ltd. とする。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(150) (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、株式会社ビューティカダンホールディングスと称する。英文表示はBeauty Kadan <u>Holdings</u> Co., Ltd. とする。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社及びこれに相当する事業を<u>営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</u></p> <p>(1)～(150) (現行どおり)</p> <p><u>②当社は、前項各号及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>附則 (商号に関する経過措置)</p> <p>第1条 現行定款第1条(商号)の変更は、第27期定時株主総会に付議される「当社と株式会社ビューティ花壇東日本分割準備会社との吸収分割契約承認の件」及び「当社と株式会社One Flowerとの吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決され、当該各吸収分割の効力が発生することを条件としてその効力を生ずるものとし、本条は効力発生日経過後にこれを削除する。</p>

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役竹内尚氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、岡田正人氏は竹内尚氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、及び 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
おかだ まさと 岡田正人 (1954年3月23日生)	1989年10月 株式会社システムハウス福知山(現株式会社SHF)入社 1995年6月 同社専務取締役 1997年6月 同社代表取締役社長 2021年6月 同社取締役会長	一株
<p><監査役候補者の選任理由> 岡田正人氏は、葬儀・建築業界向けのシステム開発事業を行う当社子会社の社長として、長年経営全般に携わってまいりました。その豊富な経験と高い見識を当社の監査に生かしていただくことを期待し監査役候補者とするものであります。</p>		

- (注) 1. 監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者が選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告38ページに記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額等は、2013年9月20日開催の当社第17期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに関する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額等とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額90百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は7名（うち社外取締役1名）であります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数180,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の

数の上限とする。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社取締役会が定める当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社取締役会が定める当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社又は当社取締役会が定める当社子会社の取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社取締役会が定める当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が

当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社子会社の取締役に対し、割り当てる予定です。

以 上

事業報告

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の緩和により、経済活動は徐々に正常化され、個人消費は回復傾向にあったものの、ウクライナ情勢の長期化に伴う世界的な原材料コストの上昇、エネルギー価格の高騰、円安等の為替動向の懸念等により、依然として先行きは不透明な状況となっております。

このような状況の中、当社グループは2年目を迎えた中期経営計画に掲げる「既存事業の収益性改善と新規事業の創出により持続的な成長を実現し、企業価値向上・株価上昇へつなげる」ことを基本方針として「コア事業での売上拡大」「事業基盤強化」「新サービス開発・新規事業の拡大」「企業価値向上」を重点戦略とし取り組んでおります。

この結果、各事業ともに引き続きコロナ禍から総じて回復基調にあったことや生花卸売事業において販売単価が上昇したこと等から、当連結会計年度における当社グループの売上高は、6,413,063千円(前年同期比9.5%増)、営業利益は124,400千円(前年同期比20.0%増)、経常利益は135,172千円(前年同期比5.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は88,816千円(前年同期比2.9%増)となりました。

なお、当連結会計年度末の現金及び預金の残高は954,898千円であり、当面の間の運転資金が十分に賄える状況にあると考えております。また、当連結会計年度末の自己資本残高は545,456千円であるため、自己資本が著しく脆弱であるという状況にはありません。

セグメントごとの業績は、以下のとおりであります。

(生花祭壇事業)

生花祭壇事業の売上高は、3,464,493千円(前年同期比6.7%増)となりました。厚生労働省「2022年人口動態統計月報年計(概数)の概況」によりますと、2022年の年間死亡者数は1,568千人と推計され、高齢化社会を背景に増加傾向にあります。経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」によると、葬儀業の

2022年7月から2023年5月までの取扱件数、売上高ともにコロナ禍初期の緊急事態宣言下において大きな影響を受けた前期と比較すると増加傾向で推移しておりますが、引き続き葬儀単価の低下に加えコロナ禍によって、参列者の減少や葬儀規模は縮小している状況です。

このように葬儀業全体では市場は今後も拡大傾向にある一方で、全国的に進む「家族葬」や「密葬」、「一日葬」等葬儀の小型化による単価の下落傾向等の対応が求められる状況となっております。

このような状況の中で、当事業では中期経営計画に基づく戦略の実行と葬儀の縮小傾向に対応した新たなサービス展開や新商品販売を実施してまいりました。その結果、前述のとおり売上高は増加したものの原材料費高騰等の影響を受け営業利益は321,987千円（前年同期比0.2%減）となりました。

(生花卸売事業)

生花卸売事業は、100%子会社であるマイ・サクセス株式会社において、これまで進めていた業務効率化に加え、当社グループとしての更なる競争力強化を図っておりますが、コロナ禍の影響等により販売数量は減少傾向にありましたが回復傾向にあったことと、販売単価が上昇したことにより売上高は2,064,434千円（前年同期比12.9%増）となりました。東京都中央卸売市場「市場統計情報」（2023年6月）によると、2022年7月から2023年6月までの切花累計の取扱金額は62,561百万円（前年同期比6.1%増）、数量では772百万本（前年同期比0.1%減）と単価は上昇傾向で推移いたしました。

このような状況の中で、当事業では引き続き生花卸売事業（国内流通）と生花祭壇事業とのシナジー追求を図りながら抜本的な物流体系の改革へ向けた取り組みを実行しつつ、合わせてコロナ禍の影響を最小化するための対応を実施し、原価率高騰の影響はあったものの売上高が増加したことにより、営業利益は31,954千円（前年同期比100.3%増）となりました。

(ブライダル装花事業)

ブライダル装花事業の売上高は、新型コロナウイルス感染拡大による結婚式等の延期等により厳しい状況が続いておりましたが、キャンセル件数が大幅に減少する等回復基調で推移したことから374,686千円（前年同期比13.5%増）となりました。

少子化による結婚件数の減少と、「ナシ婚」ともいわれる婚姻届のみの結婚の増加等により、ブライダル業界の市場規模は縮小傾向にあるものの、晩婚化による結婚式単価の上昇や、ゲストハウス・ウエディングやレストラン・ウエディング等オリジナル挙式志向の高まりを背景に新規参入企業が増加するなど、これまでは大きな市場規模が保持されておりましたが、昨今のコロナ禍の影響を受け同市場規模は大幅に縮小し、その後徐々に回復基調で推移しております。

このような状況の中、同事業を請け負う連結子会社の株式会社One Flowerでは、東京・関西・九州エリアにおける既存顧客・エリアへの深掘による受注増、同エリアでの新規取引先拡大、リテール部門の売上拡大に取り組んでまいりました。その結果、営業利益は18,546千円（前年同期は6,468千円の損失）となりました。

(その他)

その他の事業は、システム開発事業、冠婚葬祭に関する企画並びにコンサルタント業務、就労継続支援事業、農業を行っております。当連結会計年度においては、各事業ともにコロナ禍からの回復基調にあったことから総じて堅調に推移したことから、売上高は509,449千円（前年同期比12.4%増）、営業利益は18,448千円（前年同期比24.6%増）となりました。

なお、事業セグメント別売上高は、次のとおりであります。

	売 上 高	構 成 比
生 花 祭 壇 事 業	3,464,493千円	54.0%
生 花 卸 売 事 業	2,064,434千円	32.2%
ブ ラ イ ダ ル 装 花 事 業	374,686千円	5.8%
そ の 他	509,449千円	7.9%
合 計	6,413,063千円	100.0%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、重要な設備投資は行っておりません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、金融機関より330百万円の資金調達を実施しました。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額530百万円の当座貸越契約を締結しております。

(4) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第24期 (2020年6月期)	第25期 (2021年6月期)	第26期 (2022年6月期)	第27期 (当連結会計年度) (2023年6月期)
売 上 高(千円)	5,344,082	5,348,516	5,857,851	6,413,063
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△149,386	100,573	128,456	135,172
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△)(千円)	△222,937	81,779	86,317	88,816
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	△55.05	20.20	21.32	21.93
総 資 産(千円)	2,197,247	2,444,878	2,435,062	2,462,090
純 資 産(千円)	343,927	430,883	522,894	545,456
1株当たり純資産額(円)	79.23	99.43	120.74	134.70

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第26期の期首から適用しており、第26期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(参考) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第24期 (2020年6月期)	第25期 (2021年6月期)	第26期 (2022年6月期)	第27期 (当事業年度) (2023年6月期)
売 上 高(千円)	2,490,970	2,449,393	2,560,134	2,621,281
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△121,457	39,189	67,974	37,908
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△206,084	46,230	53,103	33,747
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	△50.89	11.42	13.11	8.33
総 資 産(千円)	1,332,731	1,266,133	1,195,053	1,283,434
純 資 産(千円)	286,515	332,745	385,848	385,053
1株当たり純資産額(円)	70.75	82.17	95.28	95.09

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第26期の期首から適用しており、第26期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 One Flower	62,500千円	100.0%	ブライダル装花、ブーケ等の販売
株式会社 SHF	58,000千円	100.0%	システム開発事業
株式会社 花時	3,330千円	100.0%	生花祭壇事業、生花卸売事業
マイ・サクセス株式会社	30,000千円	100.0%	花卉・鉢物及び園芸用品の輸出入業・卸売販売
株式会社セレモニーサービス	22,000千円	100.0%	冠婚葬祭に関する企画・運営並びにコンサルタント業務他
株式会社キャリアライフサポート	10,000千円	100.0%	障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業
株式会社アグリフラワー	5,000千円	25.0%	農業生産法人
株式会社 クレア	3,000千円	100.0%	生花祭壇事業

(6) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりです。

当社グループは直近の業績や外部環境の変化を勘案し、中期経営計画（2022年6月期～2024年6月期）を策定し目標達成のための重点目標として以下を掲げております。

1. コア事業での売上拡大

（生花祭壇事業）

①エリア展開

・当社グループの既存拠点をベースとした新たなエリアへの営業展開を東北・甲信越・中部・中四国エリアを中心に実施

②既存エリアでの新規顧客獲得

・既存顧客の新規式場オープンに合わせた取引獲得（取引量のUP）を、関西・九州・沖縄エリアを中心に実施

③新商品の販売拡大

・下落傾向にある葬儀単価の維持に向けた、葬儀社向けの新商品の提案と販売拡大を継続実施

（生花卸売事業）

①外部販売増による売上UP

- ・大阪拠点をベースとした関西エリアでの新規売上獲得
 - ・フューネラル（葬儀用）花材の定期取引の獲得増
 - ・物流網の構築・整備
 - ・当社グループの拠点（関東・関西・九州）を軸とした物流の検証と構築推進
- ②花卉の安定生産と生産量拡大
- ・生産量の効率化と回転率のアップ
 - ・産地の分散化と生産コスト抑制

（ブライダル装花事業：EC・リテール含む）

- ①既存顧客、既存エリアへの深掘り営業による受注増
- ・既存取引先が保有する、未だ取引のない式場からの受注獲得
 - ・生花に加え、その他のアイテムの取扱拡大
- ②新規取引先拡大
- ・関東・関西・九州エリアにおける各ターゲット会場の取引獲得
 - ・新商品開発の推進
- ③リテール部門の売上拡大
- ・法人向けサブスクリプションサービス
 - ・各種ECモールでの販売力強化
 - ・グリーンレンタル（観葉植物）レンタル事業の個人宅への対応拡大
 - ・造園事業への本格参入

2. 事業基盤強化

- ①グループ運営の最適化
- ・当社グループのノウハウやリソースを組み合わせることにより既存事業領域や新規事業領域でのシナジーを発揮
 - ・グループ内の人材を柔軟に活用できる体制の整備
- ②DX推進による効率化
- ・現業部門のコスト効率化と生産性向上
 - ・管理業務の効率化
 - ・株式会社 goenn との協業によるDX／WEBマーケティング事業領域の強化
- ③人材育成
- ・戦略を実現させるためのマネージャー層の育成
 - ・多様な人材が活躍できる職場づくり
 - ・就労支援事業拡大に向けた人材確保、育成

3. 新サービス開発と新規事業の拡大

- ①花布団の浸透と売上アップ
 - ・セットプランを中心とした販売強化
 - ・SNSを活用したエンドユーザーへの訴求、業界への浸透
 - ・シリーズ商品開発
- ②「@葬儀：アットそうぎ」のサービス拡充
 - ・株式会社マイクロウェブ社との協業による販路拡大
 - ・新規導入エリアを起点とした商圈拡大
- ③A I ・ I o T 事業への参入
 - ・A I : 受託開発へ向けた営業強化
 - ・I o T : 新商品のリリース
 - ・企業、大学との連携
- ④オンライン参拝事業への参入
 - ・「納骨堂化アプリ」や「オンライン参拝アプリ」を通じた生花関連売上の増加
 - ・同アプリの情報を活用した、E C 事業強化

4. 企業価値向上

- ①E S G ・ S D G s 視点での経営推進
 - ・E S G (環境・社会・ガバナンス) 及びS D G s (持続可能な開発目標) への取り組みを通じて、当社グループの企業価値向上と、持続可能な社会の発展に向けた取り組みを強化
- ②資本政策・株主還元
 - ・R O E を重要な経営指標とし、株主還元の充実と財務の健全性及び戦略的投資のバランスを最適化することで、企業価値の向上を図る
 - ・配当性向50%を目標とし、業績に連動した利益還元を目指しつつ安定的な配当の維持に努める
 - ・成長が見込める案件へは積極的な投資を実施
- ③ステークホルダーエンゲージメント
 - ・I R 情報の充実
 - ・株主・投資家との対話
 - ・顧客目線での商品づくり
 - ・働きやすい職場づくり

(7) 主要な事業内容 (2023年6月30日現在)

事業区分	主な事業内容
生花祭壇事業	生花祭壇・供花等の販売
生花卸売事業	菊・胡蝶蘭等生花の販売
ブライダル装花事業	ブライダル装花・ブーケ等の販売
その他事業	システム開発事業・冠婚葬祭に関する企画並びにコンサルタント業務・就労継続支援事業・農業

(8) 主要な営業所 (2023年6月30日現在)

①当社

株式会社ビューティ花壇	本社	熊本県熊本市南区流通団地一丁目46番地
	仙台支店	宮城県仙台市宮城野区中野一丁目3番15号
	長野支店	長野県長野市広田141番地
	関東支店	東京都葛飾区白鳥四丁目8番14号
	岐阜支店	岐阜県岐阜市西川手七丁目71番地
	大阪支店	大阪府東大阪市西石切町六丁目4番13号
	福岡支店	福岡県福岡市東区松田二丁目9番1号
	仙南営業所	宮城県角田市岡字浦町3
	盛岡営業所	岩手県盛岡市仙北二丁目5番4号
	上田営業所	長野県上田市住吉字竈田377番地4
	甲府営業所	山梨県中巨摩郡昭和町清水新居144番地1
	西関東営業所	埼玉県朝霞市泉水一丁目8番23号
	東関東営業所	東京都葛飾区白鳥四丁目8番14号
	南関東営業所	神奈川県川崎市宮前区野川本町2丁目874番2
	海老名ワークスタジオ	神奈川県海老名市中野一丁目12番20号
	中津川営業所	岐阜県中津川市千旦林字岩屋堂2444番1
	宝塚営業所	兵庫県宝塚市鹿塩一丁目364番地1
	北九州営業所	福岡県北九州市小倉南区南方三丁目5番地105
	筑後営業所	福岡県筑後市大字溝口字町口915番地1
	加工物流グループ	東京都葛飾区白鳥四丁目7番13号
関東受注グループ	東京都葛飾区白鳥四丁目8番14号	

②子会社

株式会社 One Flower	本 社	熊本県熊本市南区流通団地一丁目46番地
株式会社 S H F	本 社	京都府福知山市字猪崎小字古黒353番
株式会社 花 時	本 社	沖縄県中頭郡北中城村字安谷屋2252番地 1
マイ・サクセス株式会社	本 社	千葉県成田市前林861番地
株式会社セレモニーサービス	本 社	熊本県熊本市中央区出水一丁目 1 番地28
株式会社キャリアライフサポート	本 社	熊本県菊池郡菊陽町大字久保田字下原2818番地 7
株式会社アグリフラワー	本 社	千葉県成田市前林861番地
株式会社 ク レ ア	本 社	岡山県倉敷市吉岡174-2

(9) 従業員の状況 (2023年 6 月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事 業 部 門	従 業 員 数 (名)
生 花 祭 壇 事 業	116 (165)
生 花 卸 売 事 業	14 (7)
ブ ラ イ ダ ル 装 花 事 業	26 (14)
そ の 他	53 (20)
全 社 (共 通)	18 (1)
合 計	227 (207)

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員 (8時間換算) を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
102 (129) 名	△7 (△9) 名	38.5歳	9.7年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員 (8時間換算) を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年 6 月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社 日本政策金融公庫	345,735千円
株式会社 商工組合中央金庫	261,295千円
株式会社 熊本銀行	249,037千円
株式会社 みずほ銀行	150,000千円
株式会社 京都銀行	59,134千円

2. 会社の株式に関する事項（2023年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 17,600,000株
 (2) 発行済株式の総数 4,049,448株(自己株式1,026,552株を除く)
 (3) 株主数 3,580名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 M M C	930,000	22.97
三 島 美 佐 夫	557,400	13.76
謝 花 齊	129,400	3.20
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	103,900	2.57
株 式 会 社 S B I 証 券	103,865	2.56
株 式 会 社 河 野 メ リ ク ロ ン	68,800	1.70
畑 美 智 子	56,600	1.40
ビ ュ ー テ ィ 花 壇 従 業 員 持 株 会	51,700	1.28
河 野 恵 美 子	46,200	1.14
小 椋 千 佳	35,300	0.87

- (注) 1. 当社は自己株式1,026,552株を保有しておりますが、上記には含めておりません。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年6月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	三島美佐夫	株式会社MMC代表取締役社長 株式会社セレモニーサービス代表取締役社長
代表取締役社長	舩田正一	事業本部長 株式会社SHF取締役
専務取締役	三島まりこ	経営管理本部長 株式会社キャリアライフサポート 代表取締役社長 株式会社セレモニーサービス専務取締役
取締役	田口絹子	総務人事部長 株式会社One Flower代表取締役会長
取締役	柳田晋介	経営・IT企画部長 株式会社SHF取締役 株式会社クリア取締役
取締役	又吉敦史	財務経理部長 株式会社SHF取締役 株式会社花時監査役 株式会社クリア監査役 マイ・サクセス株式会社取締役
取締役	新改敬英	熊本学園大学大学院会計専門職研究科准教授 肥銀キャピタル株式会社 肥銀ベンチャー2号投資事業有限責任組合 投資諮問委員
常勤監査役	竹内尚	株式会社SHF監査役 マイ・サクセス株式会社監査役
監査役	宮田房之	宮田総合法律事務所弁護士
監査役	吉永賢一郎	税理士法人ユース会計社代表社員 株式会社ユース総研代表取締役

- (注) 1. 取締役新改敬英氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役竹内尚氏、監査役宮田房之氏及び監査役吉永賢一郎氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役新改敬英氏、常勤監査役竹内尚氏、監査役宮田房之氏及び監査役吉永賢一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 常勤監査役竹内尚氏は、経理部門に長年勤務した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	基本報酬	ストック オプション	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1)	86,100千円 (1,800)	-	86,100千円 (1,800)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3)	6,600千円 (6,600)	-	6,600千円 (6,600)
合 計	10名	92,700千円	-	92,700千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2013年9月20日開催の第17期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会最終時点の取締役の員数は、7名であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年9月28日開催の第10期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会最終時点の監査役の員数は、2名であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社との間に重要な取引等はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取 締 役 会 (20回開催)		監 査 役 会 (13回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取 締 役 新 改 敬 英	20回	100%	-	-
常勤監査役 竹 内 尚	20回	100%	13回	100%
監 査 役 宮 田 房 之	19回	95%	12回	92%
監 査 役 吉 永 賢 一 郎	19回	95%	12回	92%

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役新改敬英氏は、様々な業種の経営に関する豊富な知識と経験に基づき、適宜必要な発言を行っております。

常勤監査役竹内尚氏、監査役宮田房之氏及び監査役吉永賢一郎氏は、社外監査役として、公正かつ独立の立場から取締役会の意思決定及び取締役の業務遂行の適法性と合理性を確保するための発言を行っております。

・社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

新改敬英氏は、事業会社における経営部門の実績や学術的見地に基づき、実践的かつ客観的に当社への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度額としております。

④ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する下記の役員等賠償責任保険契約（D&O保険）契約を保険会社と締結しております。その契約の概要等は以下のとおりであります。

イ. 被保険者の範囲

当社及び当社子会社の全ての取締役、監査役。

ロ. 被保険者の実質的な保険料負担割合

被保険者が保険料の約1割を負担しております。

ハ. 補償の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行につき行った行為（不作為を含む。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害及び訴訟費用等に対して填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額及び監査役会が報酬等の同意をした理由

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,300千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意をした理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定内容の議案を株主総会に提出することとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業価値の向上と社会の一員として信頼される企業となるため、法令・定款及び社会規範の遵守を経営の根幹に置き、その行動指針としてビューティ花壇役員行動規範を定めるとともに、万一取締役が他の取締役の違法行為を発見した場合には、取締役及び監査役に対する報告並びに違法行為のための是正措置が円滑に図れる体制を整えます。
- ② コンプライアンス室長がコンプライアンス全体に関する統括責任者としてコンプライアンス体制の維持及び整備を行い、取締役への教育及び研修等を行います。
- ③ 監査役及びコンプライアンス室は連携し、コンプライアンス体制の調査並びに法令及び定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する体制を整えます。また、取締役会は定期的にコンプライアンス体制を見直し、欠陥が発見された場合には、取締役会として適切な是正措置を講じます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録を法令や社内規程に基づき作成し、適切かつ確実に保存及び保管します。
- ② 経営及び業務執行に関する重要な情報及び決定事項は文書管理規程等の社内規程に基づき、適切かつ確実に保存及び保管します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは、グループリスク管理規程により経営活動上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、これに基づくリスク管理体制を整備、構築することによって適切なリスク対応を図ります。
- ② 当社が把握するリスクは、有価証券報告書等を通じ積極的にステークホルダーに開示していきます。
- ③ 新たに生じたリスク若しくは重大なリスクが予見された場合には、取締役会において速やかに担当取締役を選任し、対応責任者として必要な対策を講じるものとします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は事業年度計画及び中期経営計画を作成し、その達成に向けて効率的に職務を執行する体制を整えます。
- ② 取締役会は定時に毎月1回、また、必要に応じて臨時に開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の状況を監督します。
- ③ 取締役及び使用人の職務分掌と権限を社内規程にて明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。

- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 稟議規程並びに業務分掌規程及び職務権限規程により各部門の職務権限を明確化し、相互牽制機能を強化する体制を整えます。
 - ② 内部通報制度を設置し、コンプライアンス通報規程に基づき、通報者が不利益な取扱いを受けないよう保証する体制を整えます。
 - ③ コンプライアンス室長がコンプライアンス全体に関する統括責任者としてコンプライアンス体制の維持及び整備を行い、使用人への教育及び研修等を行います。
- (6) 会社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 関係会社管理規程に基づき、グループ各社への経営指導及び業務支援を行います。
 - ② グループ各社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し、承認を得て行います。
 - ③ 定期又は臨時にグループ各社との連絡会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図ります。
 - ④ 監査役と内部監査人は、定期又は臨時にグループ各社の管理体制を監査し、その結果を随時社長に報告します。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役は、コンプライアンス室の室員その他必要と認められる使用人に対し、監査業務に関する要請を行うことができるものとします。
 - ② 監査役から監査業務の要請を受けた使用人は、必要に応じて監査役の監査を補助するものとします。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役より監査業務に関する要請を受けた使用人は、その要請に関して、取締役の指揮命令を受けないものとします。
 - ② 監査業務に関する要請を受けた使用人に関する人事異動並びに人事評価及び処罰等について、担当取締役は監査役の求めに応じてその事由等の説明を行う業務を負うものとします。
- (9) 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- ① 代表取締役及び業務担当取締役は、取締役会及び経営会議等において担当する業務の執行状況を随時報告するものとします。
 - ② 当社及びその子会社において、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実が発生したときには、当該事実を発見した当社及びその子会社の取締役又は使用人、又はこれらの者か

ら報告を受けた当社のコンプライアンス室もしくは当社の子会社の監査役は、当該事実に関する事項について、速やかに当社の監査役に報告するものとします。

- ③ 当社及びその子会社は、上記の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行いません。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役との間で、監査体制その他監査の実効性確保に関する事項についての定期的な意見交換を行っております。
- ② 監査役は、コンプライアンス室による内部監査の実施計画について事前に説明を受け、当該計画について協議することとし、適宜に内部監査結果について意見交換を行う等、常に連携を図っていきます。
- ③ 監査役は、適宜に監査法人との情報交換を行う等、連携を図っていきます。
- ④ 当社は、当社の監査役の職務執行により生ずる費用について、監査計画に基づき必要かつ十分な予算を確保し、関連する社内規程に従って負担するものとします。

(11) 内部統制システムの運用状況

2022年7月1日から2023年6月30日までの1年間において、経営及び業務執行に関わる意思決定機関としての取締役会を月1回以上開催し、経営上の重要な項目を協議・決定をしております。1名の社外取締役、3名の社外監査役は、専門的な知識と豊富な経験に基づき、取締役会にて適宜に意見を述べており、経営や業務執行の監督機能、牽制機能を担っております。また、社内及び社外に設置された内部通報窓口において随時内部通報を受け付けるものとしており、周知及び対応を継続しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、記載比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,626,621	流動負債	1,059,826
現金及び預金	954,898	買掛金	181,462
売掛金	538,807	短期借入金	350,000
商品	37,132	1年内返済予定の長期借入金	173,729
仕掛品	2,064	1年内償還予定の社債	20,000
原材料及び貯蔵品	36,478	未払金	82,913
その他	60,731	未払法人税等	27,344
貸倒引当金	△3,490	未払費用	119,543
固定資産	835,469	賞与引当金	851
有形固定資産	557,378	資産除去債務	10,000
建物及び構築物	320,836	その他	93,982
車両運搬具	598	固定負債	856,806
工具器具備品	10,653	社債	80,000
土地	221,424	長期借入金	683,448
建設仮勘定	282	リース債務	73
その他	3,583	退職給付に係る負債	76,013
無形固定資産	7,809	資産除去債務	17,272
のれん	6,674	負債合計	1,916,633
その他	1,135	純資産の部	
投資その他の資産	270,280	株主資本	545,434
差入保証金	53,884	資本金	213,240
保険積立金	189,700	資本剰余金	144,268
破産更生債権等	15,284	利益剰余金	416,560
その他	23,354	自己株式	△228,633
貸倒引当金	△11,942	その他の包括利益累計額	22
資産合計	2,462,090	その他有価証券評価差額金	22
		純資産合計	545,456
		負債純資産合計	2,462,090

連結損益計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		6,413,063
売上原価		5,472,041
売上総利益		941,022
販売費及び一般管理費		816,621
営業利益		124,400
営業外収益		
受取利息及び配当金	63	
受取賃貸料	3,482	
補助金収入	18,155	
その他の	6,358	28,059
営業外費用		
支払利息	9,209	
為替差損	690	
その他	7,387	17,287
経常利益		135,172
特別利益		
投資有価証券売却益	20	20
特別損失		
固定資産除売却損	127	
減損損失	2,202	
リース解約損	1,295	3,625
税金等調整前当期純利益		131,567
法人税、住民税及び事業税	44,035	
法人税等還付税額	△2,544	41,491
当期純利益		90,076
非支配株主に帰属する当期純利益		1,260
親会社株主に帰属する当期純利益		88,816

連結株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	213,240	142,056	362,285	△228,633	488,948
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△34,541		△34,541
親会社株主に帰属する当期純利益			88,816		88,816
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		2,211			2,211
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	2,211	54,274	-	56,486
当 期 末 残 高	213,240	144,268	416,560	△228,633	545,434

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 価 差 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△4	△4	33,951	522,894
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△34,541
親会社株主に帰属する当期純利益				88,816
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				2,211
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	27	27	△33,951	△33,924
連結会計年度中の変動額合計	27	27	△33,951	22,561
当 期 末 残 高	22	22	-	545,456

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 8社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社One Flower
株式会社SHF
株式会社花時
マイ・サクセス株式会社
株式会社セレモニーサービス
株式会社キャリアライフサポート
株式会社アグリフラワー
株式会社クレア

(2) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の株式会社花時の決算日は3月31日、株式会社クレアの決算日は4月30日、株式会社One Flower、株式会社SHF、株式会社セレモニーサービス並びに株式会社キャリアライフサポートの決算日は5月31日、株式会社アグリフラワーの決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、マイ・サクセス株式会社の決算日は3月31日であり、連結決算日で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

・その他有価証券

市場価格のない株式等 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価金額は、全部
以外のもの 純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、原材料、貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき賞与支給見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ 生花祭壇事業、生花卸売事業並びにブライダル装花事業

生花祭壇事業、生花卸売事業並びにブライダル装花事業においては、顧客に商品を引き渡すことで履行義務が充足されることから、引渡時点で収益認識を行っております。

ロ その他の事業

その他の事業においては、葬儀の提供や就労継続支援事業のサービス又は役務提供の完了により履行義務が充足されることから、サービス又は役務提供の完了時点で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

ハ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、7年で均等償却しております。

2. 重要な会計上の見積り

(株式会社アグリフラワーにおける固定資産の減損)

(1) 連結計算書類に計上した金額

建物及び構築物	117,492千円
工具器具備品	863千円
土地	15,098千円
その他	554千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、生花の調達価格を抑制することを重要な施策と位置付けており、調達価格を抑制する手段として、農場を運営する株式会社アグリフラワー（以下、「同社」という。）における生産を拡大することに取り組んでおります。しかし、花卉生産は天候や気候に左右され、安定した品質で一定の生産数を確保するには技術的な課題もあり、同社は当連結会計年度において営業損失を計上しております。しかし、前連結会計年度において同社が営業利益を計上しており、かつ翌連結会計年度以降も営業利益を計上する見込みであること、また経営環境の著しい悪化を見込んでいないことから、同社が保有する有形固定資産に減損の兆候はないものと判定しております。

同社は生産数量の確保や原価改善による費用削減のための施策に継続して取り組んでいますが、当該施策の成否は不確実性を伴うものであり、同社の損益や経営環境に重要な影響を及ぼす可能性があります。その結果、減損の兆候に該当し、減損損失の認識が必要となる可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

短期借入金30,000千円及び長期借入金170,078千円(内、一年内返済予定長期借入金45,712千円)の担保に供している資産は次のとおりであります。

建物及び構築物	142,990千円
土地	198,527千円
合計	341,518千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 508,615千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,076,000株

(2) 当連結会計年度末の自己株式の種類及び総数

普通株式 1,026,552株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年9月28日 定時株主総会	普通株式	34,541	8.53	2022年6月30日	2022年9月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年9月27日 定時株主総会	普通株式	36,445	9.00	2023年6月30日	2023年9月28日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については安全性及び流動性を重視し、短期的な預金等に限定し、資金調達については、主に銀行借入や社債発行によっております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客である取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、社内規定に従い、主要な取引先の与信管理を定期的に行い、取引相手ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。営業債務である買掛金は、ほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に運転資金に係る資金調達であります。

営業債務、借入金、社債は流動性のリスクに晒されておりますが、当該リスクについては、資金繰計画を作成し定期的に更新することにより管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年6月30日（当期連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 長期借入金 (一年内返済予定含む)	857,177	854,791	△2,386
(2) 社債 (一年内償還予定含む)	100,000	97,569	△2,430
負債計	957,177	952,360	△4,817

(注) 1. 現金及び預金

「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 売掛金、買掛金、短期借入金

これらは、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 3. 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

区分	2023年6月30日
非上場株式	10,304千円
出資金	11,521千円

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はございません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2023年6月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 （一年内返済予定含む）	-	854,791	-	854,791
社債 （一年内償還予定含む）	-	97,569	-	97,569
負債計	-	952,360	-	952,360

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定含む）並びに社債（1年内償還予定含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しているため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」にて、記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 134円70銭

(2) 1株当たり当期純利益 21円93銭

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	582,662	流動負債	550,233
現金及び預金	273,857	買掛金	64,744
売掛金	228,403	短期借入金	250,000
仕掛品	524	一年内返済予定長期借入金	71,994
原材料及び貯蔵品	16,624	一年内償還予定の社債	20,000
前払費用	27,089	未払金	58,336
未収入金	25,147	未払費用	46,992
その他	11,318	未払法人税等	7,550
貸倒引当金	△303	未払消費税等	9,800
固定資産	700,771	預り金	10,779
有形固定資産	272,290	資産除去債務	10,000
建築物	118,487	その他	36
構築物	2,166	固定負債	348,146
機械装置	2,886	社債	80,000
工具器具備品	5,889	長期借入金	152,922
土地	142,860	退職給付引当金	49,058
無形固定資産	1,132	資産除去債務	8,121
ソフトウェア	1,132	債務保証損失引当金	58,044
投資その他の資産	427,348	負債合計	898,380
投資有価証券	10,001	純 資 産 の 部	
関係会社株式	196,156	株主資本	385,053
出資金	9,871	資本金	213,240
差入保証金	19,053	資本剰余金	142,056
保険積立金	174,596	資本準備金	133,240
関係会社長期貸付金	41,836	その他資本剰余金	8,816
破産更生債権等	3,315	利益剰余金	258,391
長期前払費用	1,524	利益準備金	770
投資不動産	16,145	その他利益剰余金	257,621
貸倒引当金	△45,152	繰越利益剰余金	257,621
		自己株式	△228,633
		純資産合計	385,053
資産合計	1,283,434	負債純資産合計	1,283,434

損 益 計 算 書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,621,281
売 上 原 価		2,438,148
売 上 総 利 益		183,132
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		281,229
営 業 損 失 (△)		△98,096
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	643	
受 取 配 当 金	67,195	
受 取 賃 貸 料	22,564	
補 助 金 収 入	2,470	
経 営 指 導 料	57,645	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	5,000	
そ の 他	3,881	159,401
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,468	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	3,712	
不 動 産 賃 貸 費 用	5,118	
そ の 他	7,096	23,395
経 常 利 益		37,908
特 別 損 失		
リ ー ス 解 約 損 失	245	
減 損 損 失	2,202	2,447
税 引 前 当 期 純 利 益		35,460
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,257	
法 人 税 等 還 付 税 額	△2,544	1,713
当 期 純 利 益		33,747

株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計			
当 期 首 残 高	213,240	133,240	8,816	142,056	770	258,416	259,186	△228,633	385,848	385,848
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△34,541	△34,541		△34,541	△34,541
当期純利益						33,747	33,747		33,747	33,747
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	-	-	△794	△794	-	△794	△794
当 期 末 残 高	213,240	133,240	8,816	142,056	770	257,621	258,391	△228,633	385,053	385,053

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 原材料、貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

③ 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社の生花祭壇事業においては、顧客に商品を引き渡すことで履行義務が充足されることから、引渡時点で収益認識を行っております。

2. 重要な会計上の見積り

(関係会社投融資等の評価)

(1) 計算書類に計上した金額

関係会社株式	196,156千円
関係会社長期貸付金	41,836千円
関係会社に対する貸倒引当金	41,836千円
関係会社に対する債務保証損失引当金	58,044千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、2023年6月30日現在8社の関係会社を有しており、貸借対照表上、関係会社株式を196,156千円計上しております。当社では、各関係会社の業績等を把握し、予算との比較分析を実施し、事業年度末において、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。実質価額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した各関係会社の直近事業年度の計算書類表を基礎とした1株当たり純資産額、若しくは1株当たり純資産額に買収時に認識した超過収益力を反映させたものとしております。実質価額に著しい低下があると判定した関係会社株式については、将来事業計画等に基づいて実質価額の回復可能性を検討する方針としており、過去に回復可能性が見込めないとして関係会社株式の帳簿価額を全額評価損として計上した事象も存在します。

また、関係会社の一部に対して貸付け及び債務保証を行っており、関係会社の直近事業年度の計算書類等に基づいて回収可能性及び履行可能性を評価し、債務超過状態となっている関係会社に対する貸付け及び債務保証に関して債務超過相当額を、回収可能性がなく、履行可能性が高いものとして、41,836千円の貸倒引当金、58,044千円の債務保証損失引当金を計上しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

長期借入金25,000千円(内、一年内返済予定長期借入金25,000千円)の担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物	109,155千円
構築物	1,911千円
土地	142,829千円
合計	253,895千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 299,655千円

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

株式会社One Flower	70,000千円
株式会社SHF	59,134千円
株式会社セレモニーサービス	39,787千円
株式会社アグリフラワー	192,455千円

(4) 区分表示したものの他、関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	19,790千円
短期金銭債務	61,925千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	売上高	303千円
	仕入高	869,267千円
	販売費及び一般管理費	2,944千円
営業取引以外の取引高		120,452千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,026,552株
------	------------

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社 One Flower	熊本県熊本市	62,500	プライダルフleur、ブーケ等の販売	(所有)直接100.0	兼任	債務保証 建物・車両の賃貸	経営指導料(注1)	19,287	未収入金	4,481
								債務保証(注2)	70,000	-	-
								建物・車両の賃貸(注3)	16,896	-	-
子会社	株式会社 SHF	京都府福知山市	58,000	システム開発事業	(所有)直接100.0	兼任	債務保証	債務保証(注2)	59,134	-	-
子会社	マイ・サクセス株式会社	千葉県成田市	30,000	花卉等の卸売販売	(所有)直接100.0	兼任	生花の仕入・資金の貸付	生花の仕入(注4)	749,313	買掛金	56,612
								資金の回収	16,800	-	-
								経営指導料(注1)	16,342	未収入金	2,620
子会社	株式会社 セレモニーサービス	熊本県熊本市	22,000	冠婚葬祭に関する企画並びにコンサルタント業務	(所有)直接100.0	兼任	資金の貸付	-	-	関係会社長期貸付金(注5)	36,836
								債務保証(注2、5)	39,787	-	-
子会社	株式会社 アグリフラワー	千葉県成田市	5,000	農業生産法人	(所有)直接25.0 間接75.0	兼任	資金の貸付	債務保証(注2、5)	192,455	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営指導料については、経営規模、業績動向等を総合的に勘案し、合理的に決定しております。
2. 債務保証は、運転資金及び設備投資の借入金等に対する借入先等の保証です。
3. 建物の賃貸料については、近隣の取引実勢に基づいて、交渉のうえ、賃貸料金額を決定しております。
4. 生花の仕入価格等の取引条件については、市場相場等を勘案して決定しております。
5. 株式会社セレモニーサービスへの貸付金に対して、36,836千円の貸倒引当金を計上しております。また、同社の金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。当事業年度において債務保証損失引当金戻入額8,748千円を計上し、8,836千円の債務保証損失引当金を計上しております。

株式会社アグリフラワーへの貸付金に対して、当事業年度において5,000千円の貸倒引当金戻入額を計上し、5,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、同社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。当事業年度において債務保証損失引当金繰入額12,461千円を計上し、49,208千円の債務保証損失引当金を計上しております。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	95円09銭
(2) 1株当たり当期純利益	8円33銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月25日

株式会社ビューティ花壇

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
九州事務所

指定有限責任社員 公認会計士 沖 聡 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石田 宏 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビューティ花壇の2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビューティ花壇及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月25日

株式会社ビューティ花壇

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
九州事務所

指定有限責任社員 公認会計士 沖 聡 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 田 宏 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビューティ花壇の2022年7月1日から2023年6月30日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は、認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2023年 8月28日

株式会社ビューティ花壇 監査役会

常勤社外監査役 竹 内 尚 ㊟

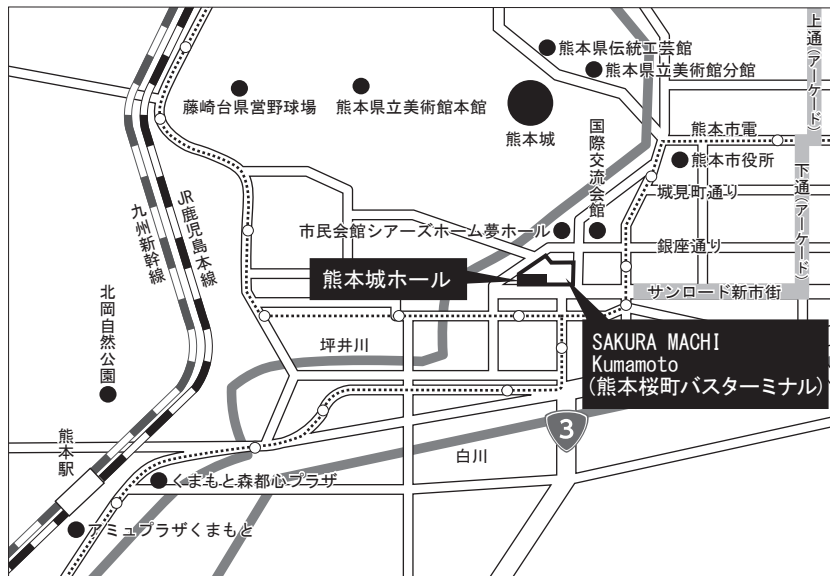
社外監査役 宮 田 房 之 ㊟

社外監査役 吉 永 賢一郎 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 熊本県熊本市中央区桜町3番40号
熊本城ホール
3階 会議室B1・2



アクセス 熊本駅から／市電 約12分、車 約10分
阿蘇くまもと空港から／バス 約46分
熊本ICから／車 約35分